

令和4年9月

障害児通所支援事業所  
管理者 様

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
社会政策コンサルティング部

令和4年度障害者総合福祉推進事業  
障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究における  
アンケート調査ご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業として、「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」（以下、「本事業」）を実施しております。本事業は、令和3年度に国において取りまとめが行われた「障害児通所支援の在り方に関する検討会」でその重要性が改めて指摘された、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に向け、自治体および障害児通所支援事業所で行われている、障害児の保育所等への移行支援を含むインクルージョン推進の取組状況を把握することを目的としております。

上記の一環として、この度、障害児通所支援事業所（児童発達支援および放課後等デイサービスを実施する事業所、保育所等訪問支援を実施する事業所）の皆様を対象とした、アンケート調査を実施することと致しました。つきましては、ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をお汲み取り頂き、本調査へのご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

**【お問い合わせ先】**

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部  
「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」調査事務局  
電話番号：0120-326-346 [平日 9:30～17:00]

※ご回答の方法等、詳細は別紙「実施要領」をご参照ください。

# 障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究 アンケート調査 ―事業所向け実施要領―

## 1. 調査の概要

### 【目的】

自治体および障害児通所支援事業所で行われている、障害児の保育所等への移行支援を含むインクルージョン推進の取組状況を把握することを目的として、実施いたします。

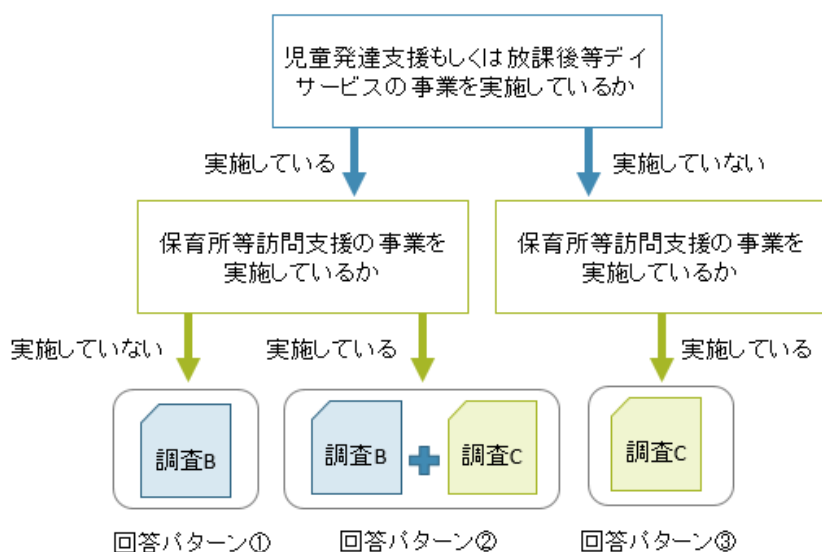
### 【対象・方法】

本調査は、「児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査」、「保育所等訪問支援の実施状況調査」の2種類の調査により構成しています。各調査の対象者、および調査方法は下記の表の通りです。

	調査対象	実施方法
B 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 児童発達支援センター 医療型児童発達支援 (すべて悉皆)	自記式調査(ウェブ調査)
C 保育所等訪問支援の実施状況調査	保育所等訪問支援を実施する事業所(悉皆)	自記式調査(ウェブ調査)

障害児通所支援事業所の皆様におかれましては、上記 B および C の調査のうち、貴事業所が調査対象として当てはまるもの(Bのみ、Cのみ、あるいはBおよびCの両方)にご回答をお願いいたします。

ご回答いただく調査の種類は、以下のフローに沿ってご確認ください。



## 2. 送付物一覧とご回答方法

### 【送付物一覧】

本調査のご案内にあたり、お送りしている調査関係資料は以下のとおりです。

- 調査ご協力のお願（依頼状）
  - 別紙1 事業所向け実施要領（※本資料）
  - 別紙2 本調査における用語の定義について

### 【ご回答期限】

- 次項に記載する【ご回答方法】をご一読の上、貴事業所が調査対象に当てはまる調査について、令和4年10月21日（金）までにご回答をお願い致します。

### 【ご回答方法】

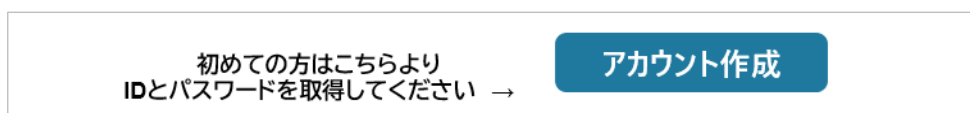
- 下記の URL より調査専用ウェブサイトへアクセスし、ご回答をお願いいたします。

B	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける移行支援の取組状況調査 <a href="https://www.cz-wee.com/if/ikoushien.php">https://www.cz-wee.com/if/ikoushien.php</a>
C	保育所等訪問支援の実施状況調査 <a href="https://www.cz-wee.com/if/houmonshien.php">https://www.cz-wee.com/if/houmonshien.php</a>

※本調査は、当社協力会社（株式会社シーズ）のアンケート調査システムを使用しています。

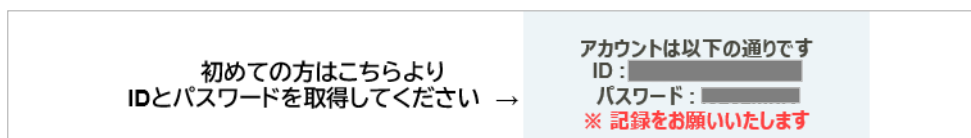
- 調査専用ウェブサイト上における回答の手順は、以下のとおりです。（B、C 共通）

- ① 「アカウント作成」ボタンを押す。



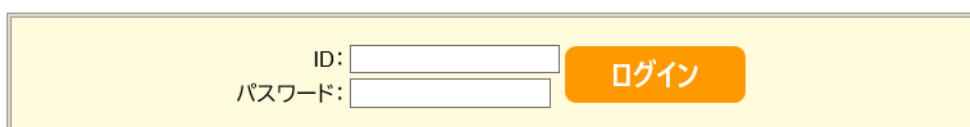
※画面イメージ

- ② 表示された ID とパスワードを手元に記録する。



※画面イメージ

- ③ 記録した ID とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押す。



※画面イメージ

※手元に記録いただいた ID・パスワードは、回答を途中で中断する際に、回答内容を一時保存するために必要となります。

- その他、調査専用ウェブサイトの操作上の注意点は以下の通りです。
  - 調査専用ウェブサイトは、スマートフォン・タブレットからはご利用いただけません。お手数ですが、PCよりアクセスをお願いいたします。
  - すべての回答が終わりましたら、最終ページに表示される「回答送信」ボタンをクリックしてください。調査への回答が完了します。「回答送信」ボタンを押すまでアンケートは送信されませんので、ご注意ください。
  - 調査の回答を途中で中断される際には、画面右上にある MENU ボタンを押していただき、ポップアップする操作メニューから「途中終了」ボタンを押していただくことで、回答が保存されます。
  - 回答内容を印刷したい場合は、画面右上にある MENU ボタンを押していただき、ポップアップする操作メニューから「印刷」ボタンを押していただくと、印刷用の画面が表示されます。使用されているブラウザの印刷機能を使って印刷をお願いいたします。
  - 回答内容を修正したい場合は、手元に記録いただいた ID・パスワードを使用して再度ログインし、回答内容の修正をお願いします。
- 指定 URL へのアクセスが出来ない場合や回答方法に不明点がある場合は、恐れ入りますが「4. お問い合わせ先について」に記載の調査事務局までお問合せください。
- 本調査で使用している用語の定義については、別紙2をご参照ください。

### 3. 本調査の活用方法

- 本調査結果の公表に際しては統計的処理を行い、事前のご了承なく個別の回答が分かる形での公表はいたしません。なお、ご回答頂いた情報をもとに、一部の事業者様に、事例調査に関するお問い合わせをさせていただく場合がございます。
- ご回答頂きました情報は、当社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。なお、当社は（一財）日本情報経済社会推進協会が運用する「プライバシーマーク制度」に基づいて、個人情報の取扱いが JIS Q15001:2017「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に準拠し、適正に行われていることを認定されています。
- 本調査結果をまとめた報告書は、2023年4月以降、当社ホームページにおいて全文を公表する予定です。

### 4. お問い合わせについて

本調査のご回答方法や事業所への案内方法等についてご不明な点がございましたら、以下の調査事務局窓口までお問合せください。

#### 【調査の回答方法に関するお問い合わせ】

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2-3

みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部  
「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」調査事務局  
電話番号：0120-326-346 [平日 9:30~17:00]

## 本調査における用語の定義について

- 本調査では、関連する用語（「移行支援」、「併行通園等」）について、以下のとおり定義を行っています。
- ご回答にあたっては、以下をご一読の上、調査専用ウェブサイトにごアクセスいただきますよう、お願いいたします。

### 【移行支援】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことを指します。

（「障害児通所支援の在り方に関する検討会 報告書」より）

移行支援に含まれる具体的な内容は、以下のとおりです。

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

※「移行支援」には、①同年代を対象とするサービス等の利用に際し上記の支援を行うこと、  
②就学・進学等の段階に向けて上記の支援を行うことの双方を含めてお考え下さい。

※上記①には、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を退所し、保育所・放課後児童クラブ等に完全に移行することと、併行通園等を継続する（完全移行を目的としない）ことの両者を「移行支援」に含めてお考え下さい。

### 【併行通園等】

ここでは、保育所・幼稚園・認定こども園等と児童発達支援事業所・児童発達支援センターを併用すること、および放課後児童クラブ等と放課後等デイサービスを併用することの両者を含みます。

<併行通園等の例>

- ・ 保育園と児童発達支援事業所を、1日のうち別時間で利用している。
- ・ 週3日は放課後児童クラブ、週2日は放課後等デイサービスを利用している。

<併行通園等に該当しない例>

- ・ 2つ以上の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを併用しているが、保育園や放課後児童クラブ等は利用していない。
- ・ 児童発達支援事業所と病院のリハビリ（障害児サービスに該当しないサービス）を併用している。